

令和3年春の全国交通安全運動実施細目（自動車運送事業者用）

関東運輸局 神奈川運輸支局

1. 期間

- ・運動期間 令和3年4月6日（火）～令和3年4月15日（木）
- ・交通事故死ゼロを目指す日 令和3年4月10日（土）

2. 重点事項

- ・子供と高齢者の安全な通行の確保および高齢運転者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・横断歩道における歩行者優先の徹底
- ・二輪車の交通事故防止

3. 事業用自動車の安全運行の確保

- (1) 平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、この種の事故の再発防止策について、6月3日に軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項を着実に実施すること
- (2) 運輸安全マネジメントを徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図ること
- (3) 自動車運送事業者は、次の事項に重点をおいて、安全運行の徹底を図ること
 - ① シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
安全確保のため、車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に着用状況を目視等により確認すること
 - ② 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業者用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成26年4月18日改訂）に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状況に異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること

③ 過労運転を防止するため、適切な運行指示書の作成をするとともに、長距離運転又は夜間の運行に従事する際の乗務時間の遵守等について運行管理を徹底すること

特に、高速乗合バス及び貸切バスにおいては、交替運転者の配置基準の遵守を徹底すること

④ 乗務中の携帯電話・スマートフォン・タブレット等の通話、操作及び画面視聴を絶対に行わないよう徹底すること

また、横断歩道においては周囲の状況に応じて一時停止または徐行するなど、歩行者及び自転車利用者を優先し、安全確保を図るよう徹底すること

⑤ 運転者に対し、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底すること

⑥ 特に子供、高齢者、障害者等に配慮し歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること

⑦ 飲酒運転の根絶に向けた、運転者に対する指導監督を実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し飲酒運転の絶無を図ること

⑧ 覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること

⑨ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯（上向き）とそれ違い用前照灯（下向き）の小まめな切替えを励行すること

⑩ 車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導すること

⑪ 進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を充分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること

⑫ 乗合バスにおいては、車内事故の発生が多いことを踏まえ、その防止対策を図ること

⑬ タクシーにおいては、交差点内での出会い頭事故が多いことを踏まえ、一時停止すべき場所での確実な停止を徹底すること

- ⑭ トラックにおいては、追突事故の発生が多いことを踏まえ、その防止対策の強化を図ること
- ⑮ 自立的、自主的に安全に関する法令を遵守することができる社内の運行管理体制の整備・充実を図ること
また、添乗査察の実施等により安全運行の徹底を図ること
- ⑯ 基準緩和車両等の運行に係る制限外積載許可、特殊車両通行許可の取得及び当該許可書に示された条件違反運行の禁止を徹底すること
- ⑰ 踏切事故を防止するため、踏切通行時における安全確保の徹底を図ること

4. 車両の安全対策の推進

自動車運送事業者は、次の事項に重点をおいて、整備不良車及び不正改造車の排除により、車両の安全確保の徹底を図ること。

- ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施、特に、ホイールボルト折損による車輪脱落事故防止のための点検整備の励行
- ② 不正改造の防止

5. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車運送事業者は、正しい方法によるシートベルトの着用又はチャイルドシートの使用の徹底について指導・啓発すること。

- (1) 乗務員に対する適正なシートベルトの着用の徹底を指導すること
- (2) 乗客の安全を図るため、タクシー・ハイヤー事業者及び貸切バス等のバス（路線バス等でシートベルトを備えていないバスを除く）を運行する事業者は、次の事項を実施すること
 - ① 運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検すること
 - ② シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
 - ③ 乗客にシートベルトの着用を促すこと
 - ④ 乗客のシートベルトの着用状況を発車前に点検すること
 - ⑤ タクシー・ハイヤー事業者に対しては、シートベルト着用のステッカーを作成し、車内に貼付すること
 - ⑥ 高速自動車国道等を走行する貸切バス等のバスにおいては、リーフレットを座席ポケットに備え付けるなどして、あらゆ

る機会を捉え、シートベルトの着用について乗客への注意喚起をすること

6. 事業用自動車の事故等の情報の提供

事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等について、メールマガジン「事業用自動車安全通信」等の情報を活用し、安全意識の高揚を図ること。

7. 広報活動の推進

自動車運送事業者は、本年4月10日（土）が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、本運動の趣旨を十分認識し、意識の高揚を図るとともに、広く一般に周知するため、次の広報活動を展開すること。

- (1) 横断幕、ホームページ等による広報活動や路側放送等を活用した交通安全の呼びかけ等を行うとともに、マスメディアに対し、交通安全運動に関する情報の提供等積極的な働きかけを行うこと
- (2) 乗合バス等の車内放送を通じ、また、車両、停留所、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲出し、関係者はリボン等を着用し、周知すること
- (3) 関係団体の広報誌やポスター掲示等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨の徹底を図り、次に掲げる広報事項を周知すること

《広報事項》

- ①歩行者及び自転車利用者（特に子供と高齢者）の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮
- ②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③より安全な自動車及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発
- ④自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
- ⑤飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や「危険ドラッグ」等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
- ⑥「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止

- ⑦不正改造車排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進
- ⑧「迷惑駐車をしない、させない」の励行

8. 事故に関する報告

本運動期間中に自動車事故報告規則に規定する事故が発生した場合（車両故障は除く）には、速やかに神奈川運輸支局整備部門あて、別紙「自動車事故速報」をもって速報するとともに、所定の報告書の提出を行うこと。

連絡先

神奈川運輸支局 検査整備保安

TEL 045-939-6800【3】

080-3369-7375(休日・夜間)

FAX 045-939-3006